

# 公 示

## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、事案の公正かつ適正な取扱いを図るため、下記の基準によることとしたので公示する。

平成18年8月30日  
一部改正 令和4年10月26日

関東運輸局  
山梨運輸支局長 牧野 時生

### 記

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づいて行うものであるが、次の各項については、特に要件の充足に重点をおいて確認のうえ受理する。

#### 1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）または二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

#### 2. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

(5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。

### 3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

### 4. 運送約款

(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

① 運賃及び料金の收受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。

② 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。

(2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。

### 5. 軽自動車の構造等

届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。

なお、軽乗用車に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。

### 6. 管理体制

事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。

### 7. 損害賠償能力

自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

なお、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することの宣誓書が添付されていること。

### 8. その他

(1) 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出することができる。

(2) 届出事項の変更については、前各項に準じて取扱うこととする。

### 附 則 （平成18年8月30日）

1. この取扱いについては、平成18年8月30日以降当支局において受理する届出について適用する。

2. 平成15年2月28日付け公示した「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年8月29日限りこれを廃止する。

附 則 （令和4年10月26日 一部改正）

この取扱いについては、令和4年10月27日以降当支局において受理する届出について適用する。